

事 務 連 絡

平成24年6月29日

関西電力、北海道電力、四国電力及び九州電力から電力供給される  
道 府 県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振 興 課

高齢者施設等における計画停電が実施された場合に  
備えた対応について

今夏の社会福祉施設等における計画停電への対応については、「社会福祉施設等における計画停電が実施された場合に備えた対応について」（平成24年6月22日厚生労働省社会・援護局総務課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）（以下「三局通知」という。）により、お示ししているところです。

このほか、計画停電への準備等として、下記のとおりお知らせしますので、管内高齢者施設等への周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 計画停電時に通電される医療機関について

三局通知において、おって公表予定としていた計画停電時に通電される医療機関（以下「通電医療機関」という。）については、6月25日付で厚労省HPに公表しておりますので、ご確認ください。

厚労省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002doat.html>

## 2. 自家発電設備等について

### (1) 消防用設備等の非常用電源の活用について

施設において消防用設備等の非常電源である自家発電設備を備えている場合には、一定の条件のもと、一般負荷にも活用できます。

消防庁HP

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/h2303\\_shinsai/pdf/denryoku\\_ji\\_kahatuden.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/h2303_shinsai/pdf/denryoku_ji_kahatuden.pdf)

### (2) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の活用について

高齢者施設等のうち、人工呼吸器による呼吸器管理等が必要不可欠であり、計画停電が生じた場合、生命の危険や身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれのある者が複数入所している施設等であって、近隣に通電医療機関が無い場合、又はおそれのある者が多数入所しているなど、通電医療機関に入所者を移送することが困難となることが想定される場合に高齢者施設等が行う自家発電設備の整備に関し、道府県が必要であると判断すれば、「地域支え合い体制づくり事業（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）のうち、「地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業」」の対象となります。

なお、東北電力、東京電力管内の施設の自家発電装置の整備については、介護施設等復旧支援事業費等補助金（平成23年度）により対応していたところであり、当該事業は、国 1/2、設置事業所 1/2（自治体負担なし）として実施されていることから、本基金事業で自家発電装置の整備助成を実施する場合も、その趣旨を踏まえ1/2相当定額補助とする等ご配慮いただきたい。